

練馬区保育サービス検討会議設置要綱

平成29年12月11日
29練教こ保第10169号

(設置)

第1条 平成28年10月策定の区政改革計画に基づき、保護者が安心して保育サービスを利用できるようにするため、練馬区保育サービス検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、つぎの事項について、検討する。

- (1) 区内の認可保育事業等の運営状況を評価し「見える化」する仕組みづくり
- (2) 保育サービスの利用者の相談や意見・要望に応じる仕組みづくり
- (3) その他、保育サービスに関すること

(構成)

第3条 検討会議の委員は、練馬区教育委員会教育長が委嘱するつぎに掲げる者および団体の代表者とする。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保育事業運営事業者 4人以内
- (3) 区内の認可保育事業等を利用する保護者 4人以内

2 検討会議に、会長および副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、検討会議を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 検討会議の委員の任期は、委嘱の日から、平成31年3月末日までとする。

(謝礼)

第5条 区長は、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対し、謝礼を支払うこととする。

2 前項により支払う謝礼の金額はつぎのとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 第3条第1項第1号に該当する者 | 10,000円（1回あたり） |
| (2) 第3条第1項第2号および第3号に該当する者 | 1,000円（1回あたり） |

(会議の招集等)

第6条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、検討会議に関係のある者に、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局こども家庭部保育計画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等につき必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。